

改正

平成30年10月1日告示第154号  
令和4年3月31日告示第92号  
令和5年10月12日告示第184号  
令和6年3月31日告示第63号

袖ヶ浦市空家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第15条及び袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第32号）第4条第1項の規定に基づき、市内に所在する空家の適切かつ有効な活用を促進するため、空家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する建築物で、現に居住し、又は使用していない一戸建て住宅若しくは併用住宅（第4条第1項の規定による申込みを行う時点において、居住し、又は使用しなくなる時期が決定しているものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空家に係る所有権その他の権利を有し、当該空家の売買又は賃貸の契約を直接行うことができる個人をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売買又は賃貸を希望する所有者からの申込みを受けて登録した空家に関する情報を、空家の利用を希望する者に紹介する制度をいう。

(物件登録することができない空家)

第3条 空家バンクには、次に掲げる空家を物件登録（空家バンクに空家に関する情報を登録することをいう。以下同じ。）することはできない。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結している空家
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他各種法令に違反している空家
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が物件登録をすることが適当でないとした空家

(物件登録の申込み等)

第4条 物件登録の申込みをしようとする所有者は、袖ヶ浦市空家バンク物件登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 袖ヶ浦市空家バンク物件登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）
- (2) 所有者本人であることを証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査するとともに、実地に調査の上、物件登録の可否を決定し、袖ヶ浦市空家バンク物件登録承認（却下）決定通知書（様式第3号）により、当該物件登録の申込みを行った所有者に通知するものとする。

3 物件登録の有効期間は、2年とする。ただし、再度の物件登録を妨げない。

4 市長は、第2項の規定により物件登録の承認決定をしたときは、袖ヶ浦市空家バンク物件登録台帳（様式第4号。以下「物件台帳」という。）を作成するものとする。

5 市長は、物件登録をしていない空家のうち、市民の良好な生活環境の保全又は当該空家の有効な活用を図る観点から物件登録をすることが適当であると認めるものについて、当該所有者に対して物件登録することを勧めることができる。

(物件登録に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による物件登録の承認決定を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、物件登録された事項に変更が生じたときは、袖ヶ浦市空家バンク物件登録事項変更届出書（様式第5号）に変更した内容を記載した登録カードを添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて実地に調査の上、物件台帳に記載するものとする。

(物件登録の取下げ)

第6条 物件登録者は、物件登録の有効期間内において物件登録を取り下げようとするとき、物件登録している空家が第3条第1号若しくは第2号に規定する空家に該当するに至ったとき又は所有者でなくなったときは、袖ヶ浦市空家バンク物件登録取下届出書(様式第6号)により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、物件台帳から抹消するものとする。

(物件登録の取消し)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、第4条第2項の規定による物件登録の承認決定を取り消すことができる。

(1) 物件登録者が所有者でなくなったとき(前条第1項に規定する物件登録の取下げがあった場合を除く。)

(2) 物件登録者が第4条第1項の規定による申込書又は同項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出し、同条第2項の規定による物件登録の承認決定を受けたとき。

(3) 物件登録に係る空家が第3条各号に規定する空家に該当すると市長が認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、物件登録を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により物件登録の承認決定を取り消したときは、袖ヶ浦市空家バンク物件登録取消通知書(様式第7号)により当該物件登録者に通知するとともに、物件台帳から抹消するものとする。

(情報提供)

第8条 市長は、物件台帳に登録された情報の一部をホームページ及び窓口等で公開し、縦覧に供することができる。

(利用登録の申込み等)

第9条 利用登録(空家バンクに空家の利用を希望する者として登録することをいう。以下同じ。)を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、袖ヶ浦市空家バンク利用登録申込書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第9号)

(2) 利用希望者本人であることを証する書類の写し

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みを行った利用希望者が次の各号のいずれかに該当することを確認し、利用登録の可否を決定し、袖ヶ浦市空家バンク利用登録承認(却下)決定通知書(様式第10号)により利用登録の申込みを行った利用希望者に通知するものとする。

(1) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、空家を適切に管理し、地域住民と協調して生活できる者

(2) 宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許を受け宅地建物取引業を営む者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

3 利用登録の有効期間は、2年とする。ただし、再度の利用登録を妨げない。

4 市長は、第2項の規定により利用登録の承認決定をしたときは、袖ヶ浦市空家バンク利用登録者台帳(様式第11号。以下「利用登録者台帳」という。)を作成するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第10条 前条第2項の規定による利用登録の承認決定を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、利用登録された事項に変更が生じたときは、袖ヶ浦市空家バンク利用登録事項変更届出書(様式第12号)により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、利用登録者台帳に記載するものとする。

(利用登録の取下げ)

第11条 利用登録者は、利用登録の有効期間内において利用登録を取り下げようとするときは、袖ヶ浦市空家バンク利用登録取下届出書(様式第13号)により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、利用登録者台帳から抹消するものとする。

(利用登録の取消し)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、第9条第2項の規定による利用登録の承認決定を取り消すことができる。

- (1) 利用登録者が第9条第1項の規定による申込書又は誓約書に虚偽の記載をして提出し、同条第2項の規定による利用登録の承認決定を受けたとき。
- (2) 利用登録者が空家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると市長が認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用登録を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録の承認決定を取り消したときは、袖ヶ浦市空家バンク利用登録取消通知書（様式第14号）により当該利用登録者に通知するとともに、利用登録者台帳から抹消するものとする。

（適用上の注意）

第13条 この要綱の規定は、空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

（宅建協会による空家の媒介）

第14条 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「宅建協会」という。）は、物件登録者及び利用登録者の交渉等に係る媒介について、市長と締結した袖ヶ浦市空家バンクの活用等に関する協定書に基づき行うものとする。

（市の関与）

第15条 市は、物件登録者、利用登録者及び宅建協会による空家に関する交渉、売買又は賃貸の契約については、直接これに関与しない。

（個人情報取り扱い）

第16条 物件登録者、利用登録者及び宅建協会は、空家バンクを利用して得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 物件登録者、利用登録者及び宅建協会は、個人情報の漏えい、滅失等の事故が発生したときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うものとする。

（暴力団等の排除）

第17条 所有者（物件登録者を含む。）及び利用希望者（利用登録者を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、空家バンクを利用することはできない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの

ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

イ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、空家バンクの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年11月15日から施行する。

（準備行為）

2 第14条に規定する袖ヶ浦市空家バンクの活用等に関する協定書の締結その他空家バンクの実施に必要な準備行為は、この告示の施行の前日においても行うことができる。

附 則（平成30年10月1日告示第154号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第92号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月12日告示第184号）

この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）

の施行の日から施行する。

附 則（令和6年3月31日告示第63号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第4条第2項の規定により物件登録の承認を受けている空家については、改正後の袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第4条第2項の規定による物件登録を承認されたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

袖ヶ浦市空家バンク物件登録申込書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

申込者

氏名

袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第4条第1項の規定により、下記の事項について誓約・同意し、空家バンクへの物件登録を申し込みます。

記

- 1 袖ヶ浦市空家バンク物件登録カードに記載の事項は、事実と相違ありません。
- 2 私は、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第17条に規定する者（暴力団員等）ではないことを誓約します。
- 3 袖ヶ浦市空家バンク物件登録カードに記載した事項のうち、所有者等が特定される情報を除き、袖ヶ浦市が袖ヶ浦市のホームページ等で公開することに同意します。
- 4 私は契約交渉に係る全てについて、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部に媒介を依頼し、袖ヶ浦市が同協会に私及び空家に関する情報を提供することに同意します。
- 5 契約交渉に係る問題その他損害が発生した場合は、私、利用登録者及び宅地建物取引業者の間で協議し解決に当たります。

袖ヶ浦市空家バンク物件登録カード

登録番号	第 号	分類	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 売買				
物件所在地	袖ヶ浦市					家屋状態の目安		
価格	賃貸	円/月	敷金	か月	礼金	か月		
	売買	円						
所有者	〒 -		住所					
	氏名				電話番号			
	携帯番号				FAX番号			
	メール							
その他連絡先	〒 -		住所					
	連絡先					電話番号		
物件の概要	面積		構造		建築年数		築( )年	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	坪	<input type="checkbox"/> 木造	補修の要否		補修の費用負担	
	建物	階	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> 補修は不要		<input type="checkbox"/> 所有者負担	
		階	坪	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> 多少の補修が必要		<input type="checkbox"/> 入居者負担	
	間取り	階	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 現在補修中		<input type="checkbox"/> その他( )	
階	坪	<input type="checkbox"/> 居間( )畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 洋室( )畳( )畳 <input type="checkbox"/> 和室( )畳( )畳( )畳 <input type="checkbox"/> 居間( )畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 洋室( )畳( )畳 <input type="checkbox"/> 和室( )畳( )畳( )畳						
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置( )年		設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 別荘			ガス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> その他( )			風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他			
				水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他			
主要施設等への距離	<input type="checkbox"/> 駅	km	○その他特記すべき設備や物件の特徴等	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 集落排水 <input type="checkbox"/> 浄化槽(合併・単独)			
	<input type="checkbox"/> バス停	km		排水	<input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 浸透式 <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 市役所	km		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> その他 / <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式			
	<input type="checkbox"/> 病院	km		車庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 保育園	km		庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ペット	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
	<input type="checkbox"/> 幼稚園	km						
	<input type="checkbox"/> 小学校	km						
	<input type="checkbox"/> 中学校	km						
	<input type="checkbox"/> 公園	km						
	<input type="checkbox"/> スーパー	km						
	<input type="checkbox"/> コンビニ	km						
	<input type="checkbox"/>	km						
<input type="checkbox"/>	km							
<input type="checkbox"/>	km	間取り図・外観・内観(別紙)		位置図(別紙)				
特記事項	建築確認(有・無)		確認番号			検査済		
※市記入欄								
受付日	年	月	日	現地確認日	年	月 日		
登録日	年	月	日	有効期日	年	月 日		
登録抹消日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他( )				

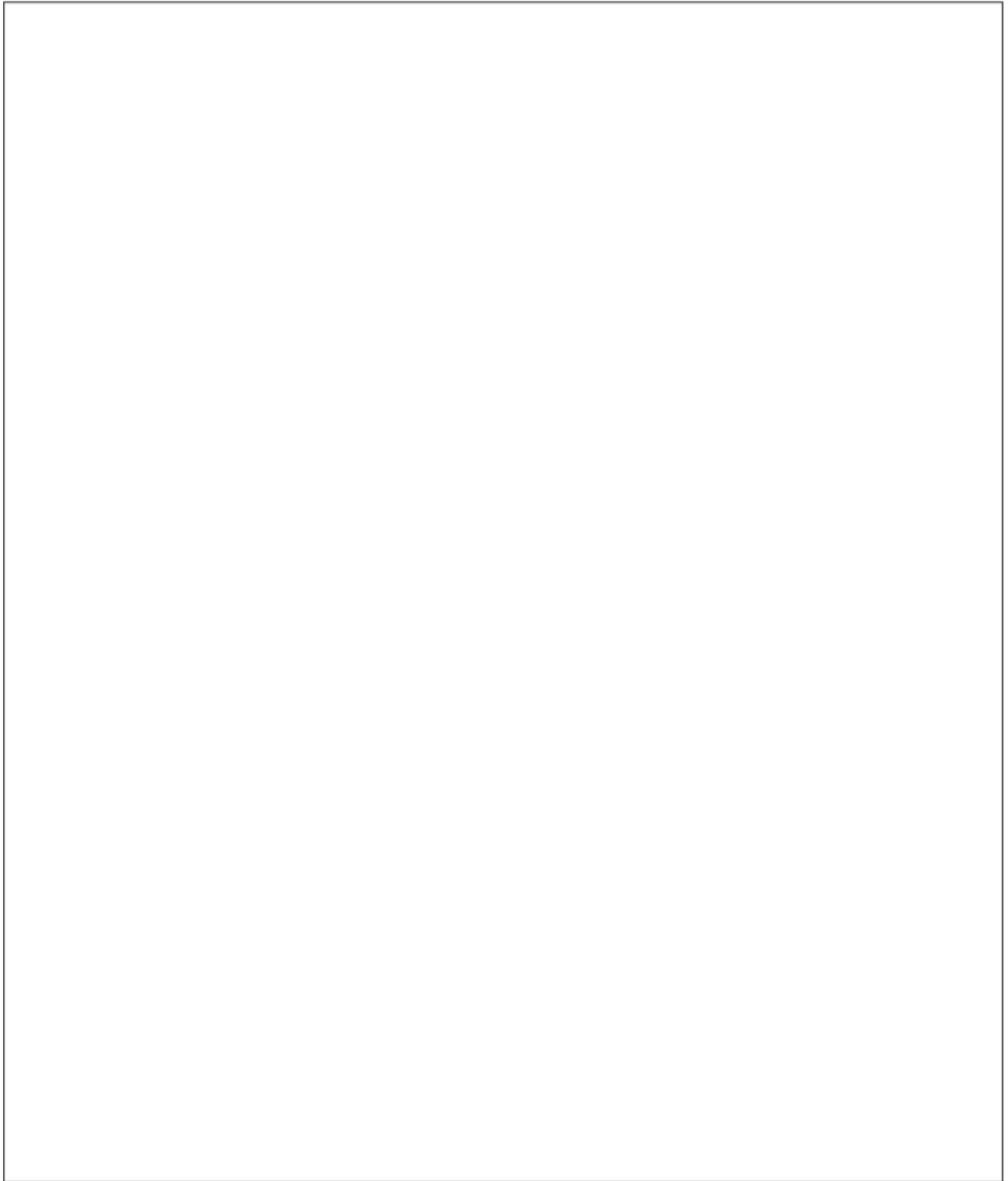
備考 抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項欄に記載してください。

なお、記載漏れ等により瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いません。

(その2)

袖ヶ浦市空家バンク物件登録カード

位置図



備考 記入に当たっては、目印となる建物、道路、河川等の名称もあわせて記入してください。地図を直接貼り付けていただいても構いません(対象物件朱書き)。

(その3)

袖ヶ浦市空家バンク物件登録カード

外観・内観写真

外 観

内 観



(その4)

袖ヶ浦市空家バンク物件登録カード

間取り図

建物・階

建物・階

第 年 月 日  
号

様

袖ヶ浦市長



袖ヶ浦市空家バンク物件登録承認（却下）決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった物件の登録について、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

登録番号：第 号

登録年月日： 年 月 日

有効期日： 年 月 日

2 却下

（理由）：

備考 登録事項に変更が生じた場合には、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第 5 条の規定により、速やかに届け出てください。



様式第5号（第5条関係）

袖ヶ浦市空家バンク物件登録事項変更届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

物件登録者

氏名

登録事項に変更が生じたので、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号：第 号
- 2 登録年月日：
- 3 変更内容：

備考 袖ヶ浦市空家バンク物件登録カードに登録番号及び変更後の事項を記載し、併せて提出してください。

様式第6号（第6条関係）

袖ヶ浦市空家バンク物件登録取下届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

物件登録者

氏名

空家バンクへの物件登録を取り下げたいので、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号：第 号

2 取下理由：

様式第 7 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

印

袖ヶ浦市空家バンク物件登録取消通知書

袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第 7 条第 1 項第 号の規定により、下記のとおり空家バンクへの物件登録を取り消したので通知します。

記

- 1 登録番号：第 号
- 2 取消年月日：
- 3 取消理由：

様式第8号（第9条関係）

袖ヶ浦市空家バンク利用登録申込書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所（〒 - ）

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

空家バンクに利用登録したいので、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

利用目的	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他（ ）			
移転理由	定住 ・ 二地域居住 ・ 就農 ・ 転勤 その他（ ）			
勤務先	名 称			
	所 在 地			
家族構成	氏 名	続柄	生年月日	職 業
		本人		
希望条件	種 別	売 買 ・ 賃 貸		
	希望価格・家賃等			
	希望エリア			
	希望間取り	部屋以上 ・ m <sup>2</sup> 以上		
	車両の有無	有（ 台）・ 無		
	ペットの有無	有（ ）・ 無		
	入居時期	年 月 日頃		
	物件登録番号	第 号		
	その他条件			

備考 宅地建物取引業を営む方が申込みされる場合には、上記内容の記入について省略することができます。

誓 約 書

袖ヶ浦市長 様

私は、袖ヶ浦市空家バンクの利用登録の申込みに当たり、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 今後、空家を利用することとなったときは、袖ヶ浦市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民として行動するとともに、住民としての義務を履行します。また、建築物及びその敷地について適切に管理します。
- 2 私は、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第17条に規定する者（暴力団員等）ではありません。
- 3 空家バンクを通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的に使用しません。
- 4 契約交渉に係る問題その他損害が発生した場合は、私、物件登録者及び宅地建物取引業者の間で協議し解決に当たります。

年 月 日

住所

氏名



第 年 月 日  
号

様

袖ヶ浦市長



袖ヶ浦市空家バンク利用登録承認（却下）決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった利用の登録について、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

登録番号：第 号  
登録年月日： 年 月 日  
有効期日： 年 月 日

2 却下

（理由）：

備考 登録事項に変更が生じた場合には、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第10条の規定により、速やかに届け出てください。



様式第12号（第10条関係）

袖ヶ浦市空家バンク利用登録事項変更届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

利用登録者

氏名

登録事項に変更が生じたので、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号：第 号
- 2 登録年月日：
- 3 変更内容：

様式第13号（第11条関係）

袖ヶ浦市空家バンク利用登録取下届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

利用登録者

氏名

空家バンクへの利用登録を取り下げたいので、袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号：第 号

2 取下理由：

様式第 1 4 号 (第 1 2 条関係)

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

印

袖ヶ浦市空家バンク利用登録取消通知書

袖ヶ浦市空家バンク実施要綱第 1 2 条第 1 項第 号の規定により、下記のとおり空家バンクの利用登録を取り消したので通知します。

記

- 1 登録番号: 第 号
- 2 取消年月日:
- 3 取消理由: